

寄稿

女子中高生及びそれ以上の年齢層を対象とする
ストレンジャー型性犯罪の実態
－『平成 27 年版犯罪白書』特別調査データに基づく分析－

山本 宏樹（東京理科大学）

1 はじめに

『平成 27 年版犯罪白書』では 13 歳未満の被害者を含む小児強姦・小児わいせつとそれ以上の年齢層を被害者とする強姦・強制わいせつの差異について検討がなされているが、13 歳以上の被害者を対象とする性犯罪に限った場合においても、中高生段階に当たる 13～17 歳を被害者とする場合¹と、18 歳以上の年齢層を被害者とする場合とでは、加害者の属性や犯行態様・裁判内容等に関する差異の存在が考えられる。そこで本稿では『平成 27 年版犯罪白書』の特別調査のデータに基づき、上記の点について限られた範囲ではあるが、性犯罪の類型ごとにかなる差異と共通性が存在するか検討したい。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

2 分析対象と方法

特別調査（以下「本調査」という。）が調査対象とするのは 2008 年 7 月 1 日からの 1 年間に性犯罪を含む罪で執行猶予の有無にかかわらず懲役刑の有罪判決が確定した加害者 1,791 人である。本稿では、紙幅の都合上、その大半を占める 3 種のストレンジャー型性犯罪、すなわち「面識のない者による単独強姦」（以下「ストレンジャー型単独強姦」という。）、「面識のない者による単独強制わいせつ」（以下「ストレンジャー型単独強制わいせつ」という。）、「面識のない者による痴漢」（以下「ストレンジャー型痴漢」という。）について扱う²。データの性質上、被害者が複数の場合には被害者属性や犯行態様の特定が困難であるため、本稿では分析対象を犯罪事実数・被害者数が共に一つ（一人）の加害者に限定している。また「ストレンジャー型単独強制わいせつ」については、路上・屋外等で行われる場合と電車・バス内で行われる場合とで無視できない差異が存在するため、本稿では両者を区別して扱う。

以下では、13～17 歳の被害者を加害した群（以下「18 歳未満加害群」という。）と 18 歳以上の被害者を加害した群（以下「18 歳以上加害群」という。）の間に見られる差異を視野に入れな

がら、「ストレンジャー型単独強姦」142件、「電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつ」298件、「電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつ」121件、「ストレンジャー型痴漢」275件のストレンジャー型性犯罪の4類型間の差異を検討していく³。

分析対象となる調査項目は、加害者属性・犯行時間・犯行場所（性犯罪に着手した場所と性犯罪に及んだ場所が異なる場合には、着手した場所をいう。以下同じ）・犯行態様・裁判内容である。分析に際しては、本稿で扱う上記4類型のそれぞれについて、加害者全体・18歳未満加害群・18歳以上加害群の比率を表に列記し、フィッシャーの正確確率検定によって18歳未満加害群と18歳以上加害群間の統計的有意差を検定する。また、それ以外の群間年齢差や学歴差などの母平均の差についてはウェルチのt検定、犯行の季節差については等比性に関するカイ二乗検定を行い、その結果を本文中に括弧書きで記載する⁴。

3 分析結果

(1) ストレンジャー型単独強姦

本調査のデータにおいては、単独強姦の69.8%をストレンジャー型が占めている。

本類型の女性人口100万人（住民基本台帳2008年10月1日現在、以下同じ）当たりの年齢層別被害者数は「18～19歳」16人、「13～17歳」13人、「20～29歳」10人の順となっている⁵。加害者の犯行時の平均年齢は31.9歳であり、20代の加害者が半数（50.0%）を占める。そのうち18歳未満加害群の平均年齢は28.9歳で、18歳以上加害群と比較して4歳ほど低くなっている（18歳未満加害群28.9歳<18歳以上加害群32.9歳、 $t = 2.248$, $df = 62.067$, $p = .028$ ）。

学歴に関しては、1表のとおり、本類型の加害者全体の約4割が中卒者あるいは高校中退者であるが、18歳未満加害群では中卒者の割合が高く、4割に迫っている。ただし、学歴の分布全体を見た場合、学歴の高さに関して18歳未満加害群と18歳以上加害群の間では、統計的有意差は見られない（ $t = .896$, $df = 48.313$, $p = .375$ ）。就労面では無職者が本類型の加害者全体の3割以上を占めており、大卒の有職者は1割未満となっている。婚姻状況に関しては18歳以上加害群の未婚率が5割であるのに対し、18歳未満加害群の未婚率は7割に迫るなど統計的に有意に高くなっている（ただし10%水準である）。

ストレンジャー型単独強姦を行った者のうち、犯行時に何らかの前科前歴・保護処分歴（以下「前科等」という。）を有していた者は本類型の加害者全体の6割以上を占め、保護処分歴は19.0%、暴行や脅迫などの粗暴犯の前科を有する者は10.6%となっている。性犯罪に関する前科等を有する者は4人に1人である。これら前科等については両群に統計的有意差は見られない。

何らかの前科等を有する者の犯罪の平均初発年齢は20.8歳であり、18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない ($n = 86$, 18歳未満加害群20.5歳<18歳以上加害群20.9歳, $t = .322$, $df = 63.943$, $p = .748$)。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は26.1歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった ($n = 34$, 18歳未満加害群25.1歳<18歳以上加害群26.4歳, $t = .569$, $df = 31.642$, $p = .573$)。

犯行時間については、ストレンジャー型単独強姦の約8割が午後6時～午前5時台に集中しているが、被害者の年齢層によって犯行時間帯のピークは大きく異なる。18歳以上加害群の犯行が最多となる時間帯は午前2時～午前5時台であり、この間に全犯行の3件に1件が集中している。なお、1表のデータをより詳しく見た場合、土日祝日の同時間帯に全体の2割(21.3%)が生起しており、平日(245日)の同時間帯を1とした場合、休日(120日)の同時間帯の犯行は2.9倍となっている。

それに対して、18歳未満加害群の場合、1表のとおり当該時間帯の犯行は全体の1割未満に留まっており、午後6時～午後9時台に全犯行の4割近く、平日の同時間帯に全犯行の3割が行われている。さらに言えば、18歳未満加害群の犯行の6割以上は午後6時～翌1時台に集中しており、特に平日の同時間帯に18歳未満加害群の犯行の過半数が集中している(18歳未満加害群52.9%>18歳以上加害群28.7%, $p = .013$)。また18歳未満加害群では休日の午後2時～午後5時台の間の犯行も15%程度存在している。

季節別に見た場合、ストレンジャー型単独強姦は夏期(6～8月)で31.7%と最も高くなり、冬期(12～2月)で12.7%と最も低くなっている($\chi^2 = 12.085$, $df = 3$, $p = .007$)。こうした季節間の犯行動向をめぐっては、18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない($p = .820$)。

犯行場所については、18歳以上加害群の場合、約4割が「被害者方」(住居マンションの階段踊り場などの敷地内を含む)であり、「夜間+被害者方+侵入」が18歳以上加害群の28.7%を占めている。それに対し、18歳未満加害群ではそうした手口は1件も存在せず、午後2時から翌1時台までの12時間に「道路上」や公園や空き地など「その他屋外」で犯行に及ぶ場合が半数を占めている(18歳未満加害群50.0%>18歳以上加害群11.1%, $p = .000$)。なお、被害者が18歳未満か否かにかかわらず犯行場所の17%程度は「自動車内」となっている。これは同場所が約4割を占める集団強姦と比べると低いですが、後述する「電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強姦わいせつ」の5.4%と比べると10pt以上高い($p = .000$)。

1表 ストレンジャー型単独強姦の実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>	
加害者属性						
中卒	140(34)	25.0	38.2	20.8	.067	†
高校中退	140(34)	18.6	8.8	21.7	.128	
高卒(在学中を含む)	140(34)	47.1	41.2	49.1	.438	
大卒以上(在学中を含む)	140(34)	9.3	11.8	8.5	.517	
有職	139(31)	66.2	54.8	69.4	.138	
大卒有職者	142(34)	7.0	5.9	7.4	1.000	
未婚	142(34)	54.2	67.6	50.0	.079	†
既婚	142(34)	26.8	17.6	29.6	.190	
離別(死別を含む)	142(34)	19.0	14.7	20.4	.618	
前科前歴・保護処分歴あり	140(34)	61.4	64.7	60.4	.691	
性犯罪・性非行あり	142(34)	23.9	23.5	24.1	1.000	
犯行時間						
休日(土・日・祝日)	142(34)	40.1	38.2	40.7	.843	
学校長期休業期間 ⁶	142(34)	9.2	14.7	7.4	.303	
午前6時～午前9時台	142(34)	7.0	5.9	7.4	1.000	
平日の同時間帯	142(34)	4.2	.0	5.6	.336	
午後2時～午後5時台	142(34)	8.5	20.6	4.6	.008	**
休日の同時間帯	142(34)	4.9	14.7	1.9	.009	**
午後6時～午後9時台	142(34)	21.1	38.2	15.7	.008	**
平日の同時間帯	142(34)	15.5	29.4	11.1	.015	*
午後10時～翌1時台	142(34)	27.5	26.5	27.8	1.000	
午前2時～午前5時台	142(34)	29.6	8.8	36.1	.002	**
犯行場所(犯行場所が複数の場合は着手場所)						
被害者方(敷地内含む)	142(34)	31.0	.0	40.7	.000	***
道路上	142(34)	17.6	32.4	13.0	.018	*
自動車内	142(34)	16.9	17.6	16.7	1.000	
電車・バス(駅・停留所を含む)	142(34)	1.4	2.9	.9	.423	
その他屋内	142(34)	9.2	8.8	9.3	1.000	
その他屋外	142(34)	12.7	26.5	8.3	.014	*
犯行態様						
凶器使用	142(34)	28.2	20.6	30.6	.285	
加害者飲酒	142(34)	26.1	11.8	30.6	.042	*
侵入	142(34)	26.8	.0	35.2	.000	***
拉致・監禁・拐取	142(34)	21.1	32.4	17.6	.090	†
裁判内容						
実刑	142(34)	87.3	88.2	87.0	1.000	

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

また、犯行場所と関連して 18 歳未満加害群では「拉致・監禁・拐取」が 3 割を占める一方で「侵入」が 1 件も存在しないなど、18 歳以上加害群との間に犯行態様上の統計的有意差が見られた。なお、ストレンジャー型単独強姦の約 3 割で凶器が使用されているが、これについては両群の間に統計的有意差は見られなかった。飲酒をしていた加害者は 18 歳以上加害群では 3 割を越すのに対し、18 歳未満加害群では 1 割に留まる。

ストレンジャー型単独強姦の 9 割近くが実刑判決を言い渡されているが、この点について被害者が 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた 124 人のうち刑期が 10 年以上の者は 7.3%であり、この点についても両群に統計的有意差は見られない ($p = 1.000$)。刑期が 10 年以上の者も含めて 5 年以上の者の割合は 50.0%であるが、18 歳未満加害群が 30.0%であるのに対し 18 歳以上加害群は 56.4%と統計的に有意に高くなっている ($p = .020$)。

(2) ストレンジャー型単独強制わいせつ

ア 電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつ

本調査データにおいては、電車・バス内以外における単独強制わいせつの 74.5%をストレンジャー型単独強制わいせつの類型が占めている。

本類型の女性人口 100 万人当たりの年齢層別被害者数は「18～19 歳」34 人、「13～17 歳」28 人、「20～29 歳」21 人の順となっている。本類型の加害者全体の犯行時の平均年齢は 34.0 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない (18 歳未満加害群 32.8 歳 < 18 歳以上加害群 34.3 歳, $t = .925$, $df = 115.132$, $p = .357$)。学歴に関しては、本類型の加害者全体の約半数が高卒であり、高校中退者の割合について 18 歳未満加害群の方が 10pt ほど高いものの、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない ($t = .328$, $df = 133.356$, $p = .743$)。

本類型の加害者全体のうち、4 人に 1 人は犯行時に無職であり、大卒の有職者は 1 割である。婚姻状況については、ストレンジャー型単独強姦の場合と同様に 18 歳以上加害群では未婚者が半数ほどであるのに対して、18 歳未満加害群は 65%程度と高くなっており、逆に 18 歳以上加害群では離別者が 2 割であるのに対し、18 歳未満加害群では 1 割に満たないなど、統計的有意差が見られる。

2表 電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつの実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>
加害者属性					
中卒	294(73)	20.4	16.4	21.7	.403
高校中退	294(73)	20.1	28.8	17.2	.042 *
高卒 (在学中を含む)	294(73)	46.3	43.8	47.1	.685
大卒以上 (在学中を含む)	294(73)	13.3	11.0	14.0	.558
有職	293(71)	75.1	73.2	75.7	.753
大卒有職者	298(73)	9.7	6.8	10.7	.495
未婚	296(73)	51.7	64.4	47.5	.015 *
既婚	296(73)	32.3	28.8	31.4	.663
離別 (死別を含む)	296(73)	16.9	6.8	20.2	.007 **
前科前歴・保護処分歴あり	298(73)	58.7	58.9	58.7	1.000
性犯罪・性非行あり	298(73)	27.5	28.8	27.1	.765
犯行時間					
休日 (土・日・祝日)	298(73)	41.3	28.8	45.3	.014 *
学校長期休業期間	298(73)	10.7	11.0	10.7	1.000
午前6時～午前9時台	298(73)	12.1	15.1	11.1	.409
平日の同時間帯	298(73)	5.7	11.0	4.0	.039 *
午後2時～午後5時台	298(73)	9.1	11.0	8.4	.490
休日の同時間帯	298(73)	3.0	1.4	3.6	.694
午後6時～午後9時台	298(73)	18.1	34.2	12.9	.000 ***
平日の同時間帯	298(73)	13.4	26.0	9.3	.001 **
午後10時～翌1時台	298(73)	32.6	23.3	35.6	.062 †
午前2時～午前5時台	298(73)	19.8	8.2	23.6	.004 **
犯行場所 (犯行場所が複数の場合は着手場所)					
被害者方 (敷地内含む)	298(73)	19.1	5.5	23.6	.000 ***
道路上	298(73)	39.6	50.7	36.0	.028 *
自動車内	298(73)	5.4	8.2	4.4	.235
電車・バス (駅・停留所を含む)	298(73)	4.4	8.2	3.1	.093 †
その他屋内	298(73)	18.5	13.7	20.0	.297
その他屋外	298(73)	4.7	8.2	3.6	.115
犯行態様					
凶器使用	298(73)	7.4	11.0	6.2	.199
加害者飲酒	298(73)	32.2	17.8	36.9	.002 **
侵入	298(73)	12.8	5.5	15.1	.042 *
拉致・監禁・拐取	298(73)	6.7	6.8	6.7	1.000
裁判内容					
実刑	298(73)	36.6	35.6	36.9	.889

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

ストレンジャー型単独強姦と同様、本類型の加害者全体のうちで何らかの前科等を持つ者は約6割に上り、保護処分歴だけに限っても15.1%存在する。性犯罪の前科等を有する者は4人に1人となっており、粗暴犯の前科等を有する者が1割(12.8%)を占める。これらについては18歳未満加害群と18歳以上加害群との間には統計的有意差は見られない。なお、何らかの前科等を有する者の平均初発年齢は22.8歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られない($n = 175$, 18歳未満加害群23.9歳 > 18歳以上加害群22.5歳, $t = -.885$, $df = 57.698$, $p = .380$)。本類型の加害者全体のうち性犯罪の前科等を有する者の性犯罪の平均初発年齢は27.5歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった($n = 82$, 18歳未満加害群28.6歳 > 18歳以上加害群27.0歳, $t = -.570$, $df = 33.275$, $p = .574$)。

犯行時間については、午後6時～午前5時台である場合が本類型全体の7割を占める。18歳以上加害群の4件に1件が午前2時～午前5時台に行われるのに対し、18歳未満加害群の場合は当該時間帯の犯行が1割未満で、午後6時～午後9時台の犯行が3割を超すなど、両群のあいだには犯行のピークをめぐってストレンジャー型単独強姦と同様の差異が見られる。他方で、本類型では休日の午後2時～午後5時台の犯行がほとんど存在せず、この点については両群に統計的有意差は見られない。また、18歳以上加害群の約半数が休日に犯行を行っているのに対し、18歳未満加害群では4件に3件が平日の犯行となっている。

なお、本類型もストレンジャー型単独強姦同様、夏期(6～8月)で32.6%と最も高くなっており、他の季節では20%程度で横並びとなっているなど、季節間に統計的有意差が見られる($\chi^2 = 10.591$, $df = 3$, $p = .014$)。18歳未満加害群と18歳以上加害群の間には、犯行季節において統計的有意差は見られなかった($p = .199$)。

犯行場所については「道路上」が全体の4割を占め、「被害者方」が約2割となっている点はストレンジャー型単独強姦と同様だが、それと比べると「自動車内」や「その他屋外」の割合が低く、カラオケ店や飲食店などの「その他屋内」の割合が高くなっている。18歳未満加害群について言えば、「被害者方」が圧倒的に低い点はストレンジャー型単独強姦と同様であるが、ストレンジャー型単独強姦の4件に1件が「その他屋外」で生起するのに対し、本類型においては1割に満たない(本類型8.2% < ストレンジャー型単独強姦26.5%, $p = .017$)。18歳未満加害群では「道路上」での犯行が過半数を占めているが、この点についてはストレンジャー型単独強姦との間に5%水準の統計的有意差は見られない(本類型50.7% > ストレンジャー型単独強姦32.4%, $p = .096$)。

18歳未満加害群においては平日の放課後(午後2時～午後5時台)や平日の夜の比較的早い時

間帯（午後6時～午後9時台）に「道路上」で犯行に及ぶ場合が4件に1件を占める点が特徴的である（18歳未満加害群 21.9% > 18歳以上加害群 2.7%, $p = .000$ ）。

犯行態様については、ストレンジャー型単独強姦の約3割が凶器を使用するのに対し、本類型では1割以下となっている。18歳以上加害群では3人に1人以上の加害者が飲酒を行っている一方、18歳未満加害群では2割を切るなどの統計的有意差が見られた。

執行猶予とならずに実刑判決が言い渡されるケースは本類型全体で3件に1件程度であり、ストレンジャー型単独強姦より50pt以上低い。この点については18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた109人のうち5年以上の刑期となった者は11.9%であり、その者も含めて3年以上の懲役刑を科された者の割合は31.2%となっている。これらの点についても両群で統計的有意差は見られなかった。

イ 電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつ

本調査データにおいては、電車・バス内における単独強制わいせつの96.5%をストレンジャー型単独強制わいせつの類型が占め、面識のあるケースは極めて稀である。

本類型の女性人口100万人当たりの年齢層別被害者数は「13～17歳」が21人と最も多くなっており、以下「18～19歳」17人、「20～29歳」6人の順となっている。本類型の加害者全体の犯行時の平均年齢は39.6歳であり、18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（18歳未満加害群 38.5歳 < 18歳以上加害群 40.5歳, $t = .939$, $df = 110.094$, $p = .350$ ）。全体的に年齢層が高い点において前項の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつよりも、むしろ後述のストレンジャー型痴漢に近くなっている。

本類型においては加害者全体の約4割が大卒以上である点で、大卒以上が1割程度であるストレンジャー型単独強姦や電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なる。学歴の高さについて18歳未満加害群と18歳以上加害群の間に統計的有意差は見られない（ $t = -1.209$, $df = 117.242$, $p = .229$ ）。

本類型では加害者全体の9割を有職者が占め、4割弱は大卒の有職者であること、既婚者も過半数を超えていることなど、他の性犯罪類型と比べて経済的・社会的犯罪抑制要因となりうる条件を有する者が多く含まれている。本類型の加害者全体の6割には前科等があるが、そのほとんどは性犯罪に関するものであり、性犯罪の前科（罰金以上によるものであり、条例違反を含む）が2回以上ある者の割合が25.6%である一方、粗暴犯の前科は5.8%にすぎない。性犯罪の前科の有無や2回以上の性犯罪の前科を有するかについては、18歳未満加害群と18歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られない（2回以上の性犯罪の前科がある者：18歳未満加害群 27.3%

>18 歳以上加害群 24.2%, $p = .835$)。全前科等を見た場合は 18 歳未満加害群の方が初犯者がやや高い傾向にあるが 5%水準で統計的に有意ではない ($p = .063$)。

3表 電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつの実態

	事件数 (18 歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18 歳未満 加害群 (%)	18 歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test p
加害者属性					
中卒	120(55)	4.2	1.8	6.2	.373
高校中退	120(55)	5.8	3.6	7.7	.451
高卒 (在学中を含む)	120(55)	48.3	50.9	46.2	.714
大卒以上 (在学中を含む)	120(55)	41.7	43.6	40.0	.714
有職	119(53)	90.8	90.6	90.9	1.000
大卒有職者	121(55)	37.2	36.4	37.9	1.000
未婚	121(55)	40.5	43.6	37.9	.579
既婚	121(55)	51.2	47.3	54.5	.468
離別 (死別を含む)	121(55)	8.3	9.1	7.6	1.000
前科前歴・保護処分歴あり	121(55)	60.3	50.9	68.2	.063 †
性犯罪・性非行あり	121(55)	47.9	43.6	51.5	.466
犯行時間					
休日 (土・日・祝日)	121(55)	14.0	5.5	21.2	.017 *
学校長期休業期間	121(55)	5.0	1.8	7.6	.219
午前 6 時～午前 9 時台	121(55)	67.8	72.7	63.6	.332
平日の同時間帯	121(55)	63.8	70.9	57.6	.184
午後 2 時～午後 5 時台	121(55)	2.5	1.8	3.0	1.000
休日の同時間帯	121(55)	.0	.0	.0	-
午後 6 時～午後 9 時台	121(55)	17.4	21.8	13.6	.335
平日の同時間帯	121(55)	14.0	20.0	9.1	.115
午後 10 時～翌 1 時台	121(55)	5.8	1.8	9.1	.125
午前 2 時～午前 5 時台	121(55)	.8	.0	1.5	1.000
犯行場所 (犯行場所が複数の場合は着手場所)					
被害者方 (敷地内含む)	121(55)	.0	.0	.0	-
道路上	121(55)	.0	.0	.0	-
自動車内	121(55)	.0	.0	.0	-
電車・バス (駅・停留所を含む)	121(55)	100.0	100.0	100.0	-
その他屋内	121(55)	.0	.0	.0	-
その他屋外	121(55)	.0	.0	.0	-
犯行態様					
凶器使用	121(55)	.0	.0	.0	-
加害者飲酒	121(55)	7.4	3.6	10.6	.180
侵入	121(55)	.0	.0	.0	-
拉致・監禁・拐取	121(55)	.0	.0	.0	-
裁判内容					
実刑	121(55)	19.0	20.0	18.2	.820

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

何らかの前科等を有する者の初発年齢の平均は 29.0 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間には、統計的有意差は見られない ($n = 73$, 18 歳未満加害群 28.6% < 18 歳以上加害群 29.2%, $t = -.214$, $df = 65.800$, $p = .832$)。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は 31.1 歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった ($n = 58$, 18 歳未満加害群 31.8% > 18 歳以上加害群 30.6%, $t = -.433$, $df = 54.748$, $p = .667$)。

本類型の特徴は犯行の 9 割弱が平日に行われており、中でも朝の通勤ラッシュ時に当たる平日の午前 6 時～午前 9 時台に 6 割が集中している点である。次に多い時間帯は平日の午後 6 時～午後 9 時台 (14.0%) であり、午後 10 時以降に犯行のピーク時刻を迎える電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつやストレンジャー型単独強姦とは発生時間の面でも大きく異なっている。

なお、本類型では秋期 (9 月～11 月) の犯行が 29.8% とやや高くなっているが、季節において統計的有意差は見られない ($\chi^2 = 2.405$, $df = 3$, $p = .493$)。また、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群では、季節による統計的有意差は見られない ($p = .671$)。

本類型では凶器を使用した加害者はおらず、飲酒して犯行に及んだ者も 1 割未満である。前述の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつでは執行猶予付きの判決となる場合が 6 割程度であったのに対し、本類型では 8 割以上が執行猶予付きの判決である点なども特異である。犯行態様や裁判内容については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない。実刑判決を受けた 23 人に 3 年以上の刑期の者が含まれない点も前項の電車・バス内以外におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なる。

(3) ストレンジャー型痴漢

ストレンジャー型痴漢は、迷惑防止条例違反で懲役刑 (執行猶予含む) の有罪判決が確定した者であるが、本類型の加害者全体の 70.5% が 2 回以上の性犯罪の前科 (罰金以上によるものであり、条例違反を含む) を有しているなど性犯罪を繰り返す中で懲役刑に至ったケースが多数含まれている点に注意が必要である。また、本類型の加害者全体の 8 割 (225 人, 82.2%) は電車・バス内において犯行に及んだものであるが、「道路上」などそれ以外の場所で行われた場合も 49 人 (17.8%) 含まれており、前述のストレンジャー型単独強制わいせつが電車・バス内か否かによって区別されていたのとは対象が異なる点についても留意されたい。なお、本調査データにおいては、痴漢の 98.7% がストレンジャー型痴漢であり、電車・バス内における単独強制わいせつと同様に、面識のあるケースは極めて稀だといえる。

4表 ストレンジャー型痴漢の実態

	事件数 (18歳未満 群の数 : 内数)	加害者 全体 (%)	18歳未満 加害群 (%)	18歳以上 加害群 (%)	Fisher's exact test <i>p</i>
加害者属性					
中卒	268(78)	16.0	14.1	16.8	.715
高校中退	268(78)	8.2	6.4	8.9	.627
高卒(在学中を含む)	268(78)	49.3	47.4	50.0	.788
大卒以上(在学中を含む)	268(78)	26.5	32.1	24.2	.223
有職	270(78)	73.0	79.5	70.3	.133
大卒有職者	275(80)	20.7	25.0	19.0	.326
未婚	271(79)	56.8	57.0	56.8	1.000
既婚	271(79)	28.0	30.4	27.1	.656
離別(死別を含む)	271(79)	15.1	12.7	16.1	.577
前科前歴・保護処分歴あり	275(80)	94.9	95.0	94.9	1.000
性犯罪・性非行あり	275(80)	88.4	91.3	87.2	.411
犯行時間					
休日(土・日・祝日)	275(80)	22.2	17.5	24.1	.266
学校長期休業期間	275(80)	5.8	3.8	6.7	.412
午前6時～午前9時台	275(80)	47.3	55.0	44.1	.112
平日の同時間帯	275(80)	43.6	51.3	40.5	.110
午後2時～午後5時台	275(80)	9.8	8.8	10.3	.825
休日の同時間帯	275(80)	4.4	1.3	5.6	.190
午後6時～午後9時台	275(80)	21.5	23.8	20.5	.628
平日の同時間帯	275(80)	16.7	20.0	15.4	.376
午後10時～翌1時台	275(80)	10.5	2.5	13.8	.004 **
午前2時～午前5時台	275(80)	.0	.0	.0	-
犯行場所(犯行場所が複数の場合は着手場所)					
被害者方(敷地内含む)	275(80)	.0	.0	.0	-
道路上	275(80)	7.3	10.0	6.2	.307
自動車内	275(80)	.0	.0	.0	-
電車・バス(駅・停留所を含む)	275(80)	82.2	78.8	83.6	.386
その他屋内	275(80)	8.0	7.5	8.2	1.000
その他屋外	275(80)	1.8	2.5	1.5	.630
犯行態様					
凶器使用	275(80)	.0	.0	.0	-
加害者飲酒	275(80)	13.1	2.5	17.4	.000 ***
侵入	275(80)	.0	.0	.0	-
拉致・監禁・拐取	275(80)	.0	.0	.0	-
裁判内容					
実刑	275(80)	53.5	51.3	54.4	.690

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .1$

さて、本類型の女性人口100万人当たりの年齢層別被害者数は、「18～19歳」が35人と最も多くなっており、以下「13～17歳」31人、「20～29歳」18人の順となっている。本類型の加害者

全体の犯行時の平均年齢は 41.6 歳であり、前項の電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと近く、ストレンジャー型単独強姦と比べると 10 歳程度高くなっている。この点については、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない（18 歳未満加害群 40.8 歳 < 18 歳以上加害群 41.8 歳， $t = .671$ ， $df = 156.657$ ， $p = .504$ ）。

本類型の加害者全体では、高卒が半数を占め、中卒（高校中退を含む）と大卒以上がそれぞれ 4 人に 1 人ずつとなっている点で、大卒以上が 4 割を占める電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なっている。学歴の高さに関しては 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間で統計的有意差は見られない（ $t = -1.200$ ， $df = 144.443$ ， $p = .232$ ）。その他、本類型の加害者全体においては有職者が 7 割であるものの、大卒の有職者が 2 割に留まっていること、未婚者が 6 割を占めるなどの点でも、前項の電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと大きく異なっている。

本類型の特徴は、加害者全体の約 9 割に性犯罪の前科等があり、前述のとおり本類型の加害者の 70.5% が 2 回以上の性犯罪の前科（罰金以上によるものであり、条例違反を含む）を有している点である。なお、粗暴犯の前科を有する者は 12.7%、保護処分歴のある者は 6.9% となっている。これらについては 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群の間で統計的有意差は見られない（2 回以上の性犯罪の前科がある者：18 歳未満加害群 75.0% > 18 歳以上加害群 68.7%， $p = .313$ ）。

何らかの前科等を有する者の初発年齢の平均は 28.9 歳であり、18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない（ $n = 261$ ，18 歳未満加害群 28.2 歳 < 18 歳以上加害群 29.2 歳， $t = .772$ ， $df = 128.587$ ， $p = .442$ ）。性犯罪の前科等を有する者の性犯罪初発年齢の平均は 32.1 歳であり、これについても両群に統計的有意差は見られなかった（ $n = 243$ ，18 歳未満加害群 30.2 歳 < 18 歳以上加害群 32.7 歳， $t = 1.678$ ， $df = 152.142$ ， $p = .095$ ）。

本類型も電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつと同様に平日の犯行が非常に多く、犯行の約 8 割が平日に行われているが、この点については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間に統計的有意差は見られない。さらに言えば、本類型の 4 割は朝の通勤ラッシュ時に当たる平日の午前 6 時～午前 9 時台に集中しており、次に多い平日の午後 6 時～午後 9 時台も 2 割となっているが、電車・バス内以外の犯行場所を含むこともあり、電車・バス内におけるストレンジャー型単独強制わいせつほどの時間的集中は見られない。18 歳以上加害群では午後 10 時～翌 1 時台の犯行が 1 割以上であるのに対し、18 歳未満加害群は当該時間帯の犯行がほとんど存在しない。なお、季節による犯行の偏りに関しては統計的有意差は見られない（ $\chi^2 = 1.669$ ， $df = 3$ ， $p = .644$ ）。この点については 18 歳未満加害群と 18 歳以上加害群との間にも同様に統計的

有意差は見られなかった ($p = .945$)。

本類型では凶器を使用した加害者はおらず、飲酒して犯行に及んだ者も1割程度である。加害者の飲酒については、18歳以上加害群の2割近くが飲酒をしているのに対し、18歳未満加害群では2.5% (2件)のみである。前述の電車・バス内での強制わいせつでは執行猶予付きの判決が8割程度であるのに対し、本類型では5割程度である。裁判内容については18歳未満加害群と18歳以上加害群との間に統計的有意差は見られなかった。実刑判決を受けた147人のうち刑期が3年以上となった者は、前科があり、住居に侵入して窃盗と痴漢を行った1人 (0.7%)のみであった。

なお、本類型を「電車・バス内における痴漢」226人 (ここでは駅やバス停留所なども含む) と、「それ以外の場所で行われた痴漢」49人 (その44.9%は「その他屋内」) に区別した場合、両群の間には、ストレンジャー型単独強制わいせつにおける「電車・バス内の場合」と「それ以外の場合」のそれと類似した差異が見られる。具体的には、「電車・バス内における痴漢」の加害者の方が高卒以上の者 (電車・バス内79.4% > 電車・バス以外57.8%, $p = .004$), 有職者 (電車・バス内75.3% > 電車・バス以外61.7%, ただし $p = .070$), 既婚者 (電車・バス内31.4% > 電車・バス以外12.5%, $p = .008$) のそれぞれの割合が高い。また、「電車・バス内における痴漢」は平日の午前6時～午前9時台に犯行の過半数が集中する (電車・バス内51.8% > 電車・バス以外6.1%, $p = .000$)。また、「電車・バス内における痴漢」の94.7%に性犯罪の前科等があるのに対し、「電車・バス以外における痴漢」の場合は59.2%に留まっているなどである ($p = .000$)。

4 考察

本稿で扱ったストレンジャー型性犯罪4類型は、犯行場所に基づいて「電車・バス内における単独強制わいせつ・痴漢」($n = 347$) と「電車・バス内以外における単独強姦・単独強制わいせつ・痴漢」($n = 489$) に差異化することが可能である。

例えば、前者では高卒以上の学歴の者が8割以上であるのに対し、後者では6割未満である (電車・バス内83.1% > 電車バス以外58.5%, $p = .000$)。無職者の割合は前者が約2割、後者が約3割であり (電車・バス内19.3% < 電車・バス以外28.8%, $p = .002$)、大卒の有職者についても前者が3割近いのに対し後者は1割未満である (電車・バス内28.0% > 電車・バス以外9.0%, $p = .000$)。既婚者も前者においては4割近いのに対し、後者においては3割以下である (電車・バス内38.4% > 電車・バス以外28.2%, $p = .003$)。18歳未満が被害者である場合が多いのも前

者である（13～17歳の被害者の割合：電車・バス内 34.0% > 電車・バス以外 25.4%, $p = .007$ ）。

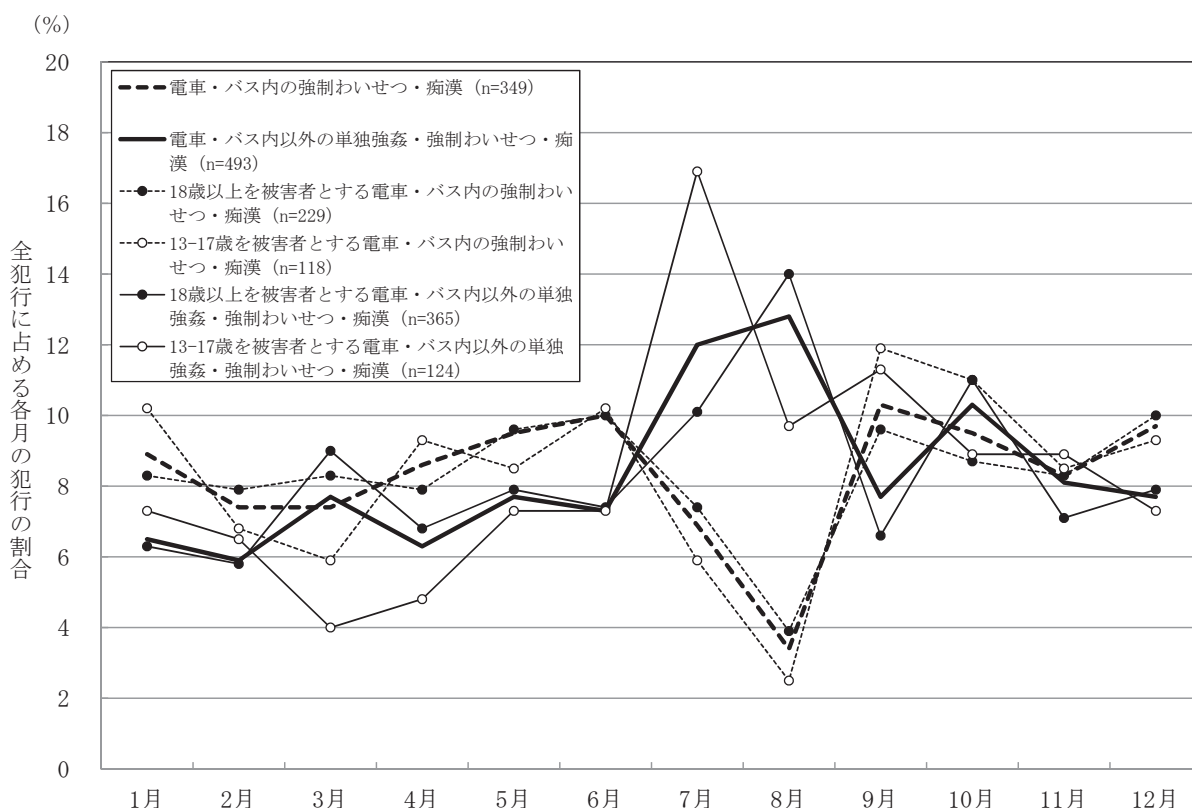
両者は、犯行時間においても大きく異なる。犯行時間に関しては、前者では平日の朝夕のラッシュ時に4件中3件の犯行が集中するのに対し（「平日の午前6時～午前9時台」55.9% + 「午後6時～午後9時台」17.0%）、後者ではむしろ休日に犯行の4割が生起しており、犯行時間帯については午後10時～翌1時台を中心として7割以上が夜間に集中する（「午前2時～午前5時台」20.7% + 「午後6時～午後9時台」19.2% + 「午後10時～翌1時台」29.7%）。

また、夏期に犯行が生起する割合について見ると、前者が低下するのに対し、後者は上昇する。厳密に言えば、1図に見られるとおり、7月から前者と後者の差が開き始め（7月発生率：電車バス内6.9% < 電車バス外11.9%, $p = .018$ ）、8月に前者と後者の差が最大となる（8月発生率：電車バス内3.5% < 電車バス外12.9%, $p = .000$ ）。7～8月に強姦などの性的加害が増加する傾向はアメリカの調査研究でも観察されるものである（Michael & Zumpe, 1983）。

さらに、「電車・バス以外における単独強姦・強制わいせつ」に関して言えば、18歳以上加害群が8月に14.0%でピークであるのに対し、18歳未満加害群では7月に16.9%でピークを示し、8月は9.7%であった。7月下旬から8月にかけては全国的に中学・高校の夏休み期間中であり、被害者の活動範囲・活動時間上の変化や学校制服の非着用等によって、犯罪被害の抑制や転移が生起している可能性が考えられる。

他方、「電車・バス内における単独強制わいせつ・痴漢」については7月～8月の間、18歳未満加害群のみが減少するのではなく、18歳以上加害群においても同様の減少が見られる。この点については被害者の大半を占める10代～20代前半の女性が夏休みのためにラッシュ時に乗り合わせにくくなることや、夏休み期間中の通学者の減少・盆休みによる一時的な電車内の混雑緩和などの理由が考えられる。

1図 被害者年齢層別・月別ストレンジャー型性犯罪発生率



ストレンジャー型性犯罪4類型間の共通性を規定している要因の一つとして考えられるのが類型間の連続性である。例えば、電車・バス内における痴漢（迷惑防止条例違反）と単独強制わいせつの境界をめぐっては、下着に手を入れたり下着の上から陰部を弄んだりしたか否かが分水嶺となる場合が多いと指摘されている（田中，2014:114-115）。したがって、犯行のどの段階で加害が制止されるかによっても罪名は変化することになる。

また、あくまで推測ではあるが、強姦と強制わいせつに関しても、面識のない被害者に対する複数の犯罪事実を持つ単独強姦加害者の45.7%に単独強制わいせつが共起しており、強姦を目的としながら未遂に終わった事件が犯行態様や姦淫目的の立証の困難性によって強制わいせつ事件として扱われている場合もあるものと考えられる。犯行時年齢が若い者ほど身体的侵襲の度の強い性犯罪を犯す傾向にあるという本分析の結果は、加害者年齢によって姦淫目的の有無が異なるのみならず、姦淫の意図を達成しやすいだけの体力を有するという点によっても生起しているものと思われる。

5 おわりに

今回の分析では、ストレンジャー型性犯罪のみを分析対象としたこともあり、18歳未満加害群と18歳以上加害群の差異をめぐって犯行時間や場所などの犯罪機会的要因が存在感を發揮することとなった。しかしながら、それ以外にも「女子高生」「制服少女」ブランド（宮台，1994）のような文化的要因，あるいは文化的要因と進化生物学的要因の両視点を統合する理論的試行もなされており（Marshall et al., 2006 : Chap. 10），今後それらの分析枠組みに基づいたより詳細な分析が望まれる。

また，本稿では扱うことができなかったが，加害者と被害者の間に面識のある性犯罪は今回取り上げた性犯罪と比較して全体的に13～17歳の被害者が多い傾向にある一方，加害者属性や犯行態様に関して18歳未満加害群と18歳以上加害群での差異があまり見られなかった。これは被害者・加害者の個別の関係性が犯行態様等を強く規定するからであろう。

いずれにせよ被害者の年齢や学齢段階による罪名や犯行態様等の差異について今後より詳細に検討することが性犯罪の実態解明と予防・再犯防止に資するものと思われる。

文献

法務省法務総合研究所編（2015）『平成 27 年版 犯罪白書：性犯罪者の実態と再犯防止』日経印刷。

マーシャル，W. ほか（2006=2010）『性犯罪者の治療と処遇：その評価と争点』小林万洋・門本泉監訳，日本評論社。

Michael R. P. & Zumpe D. (1983) “Sexual violence in the United States and the role of season” . *American Journal of Psychiatry*. 140(7):883-6.

宮台真司（1994）『制服少女たちの選択』朝日新聞社。

田中嘉寿子（2014）『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』立花書房。

¹ 日本の学校制度では，原則として満 12 歳で中学に入学し，満 18 歳で高校を卒業する。2008 年 3 月末の全国における高等学校等進学率は 97.8%（うち女子の進学率は 98.1%），高校中退率は 2.0%であり，13 歳から 17 歳の女性のほとんどは女子中高生とみなせる。

² 駅やバス停留所で行われた強制わいせつについては，「路上やマンション敷地内など電車・バス内以外で行われる場合」に含むものとする。ストレンジャー型の性犯罪は，単独強姦の 69.8%（283 人/405 人），単独強制わいせつの 79.0%（548 人/694 人）（電車・バス以外 74.5%（412 人/553 人），電車・バス内 96.5%

(136人/141人)), 痴漢の98.7% (311人/315人), ストレンジャー型性犯罪3種全体の80.8% (1,142人/1,414人) を占める (なお, 面識のある被害者と面識のない被害者の両方を対象とする者11人は母数から除外している)。

³ 犯行事実数・被害者数が1である869人のうち, 少数かつ特異な特徴を有する「男性が被害者となったケース」「加害者が女性あるいは来日外国人のケース」「13歳未満に対する痴漢のケース」計33件については分析から除外している。その結果, 前述の3種の性犯罪のうち最終的に分析対象となった者の割合は, 単独強姦で50.2% (142人/283人), 単独強制わいせつで76.5% (419人/548人) (電車・バス以外72.3% (298人/412人), 電車・バス内88.9% (121人/136人)), 痴漢で88.4% (275人/311人) であり, ストレンジャー型性犯罪3種全体では73.2% (836人/1,142人) である。単独強姦のケース数が減少した主たる理由は, 単独強姦タイプの加害者の中に複数の犯罪事実を持つ者が127人 (うち単独強制わいせつとの共起がある者58人) 存在するからである。

⁴ 本稿の対象は前述のとおり2008年7月1日からの1年間に性犯罪を含む罪で執行猶予の有無にかかわらず懲役刑が確定した者の全数であるが, データ化されるまでの過程に含まれる誤差や調査期間の短さによるケース数の制約の存在を念頭に置き, 比較に当たっては統計的検定を用いている。

⁵ この値はあくまでも本データにおける各類型の年齢層別被害発生率を検討するためのものであり, 暗数や罰金刑などを含む性犯罪被害の全貌を量的に表したものではない。また, 低年齢であるほど犯罪が暗数化しやすいなどの理由によって実態的順序から乖離している可能性がある点には注意が必要である。

⁶ 「学校長期休業期間」は学校によって異なるが, 本稿では夏季休業期間=7月21日~8月31日, 冬季休業期間=12月26日~1月7日, 春季休業期間=3月26日~4月5日の計65日としている。

平成 28 年 3 月 印刷

平成 28 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ
